

資 料

（減価償却制度（地方税関係））

減価償却制度と地方税

1 地方法人課税

地方法人課税の減価償却制度は、投下した資本を費用化するために行うもの

- 法人住民税（法人税割）は、法人税額を課税標準としている。
- 法人事業税（所得割）は、法人税の所得の計算の例により税額を算出している。



法人税における見直しと併せて、地方法人課税についても見直し
（法人税の減収の50%弱）

2 固定資産税

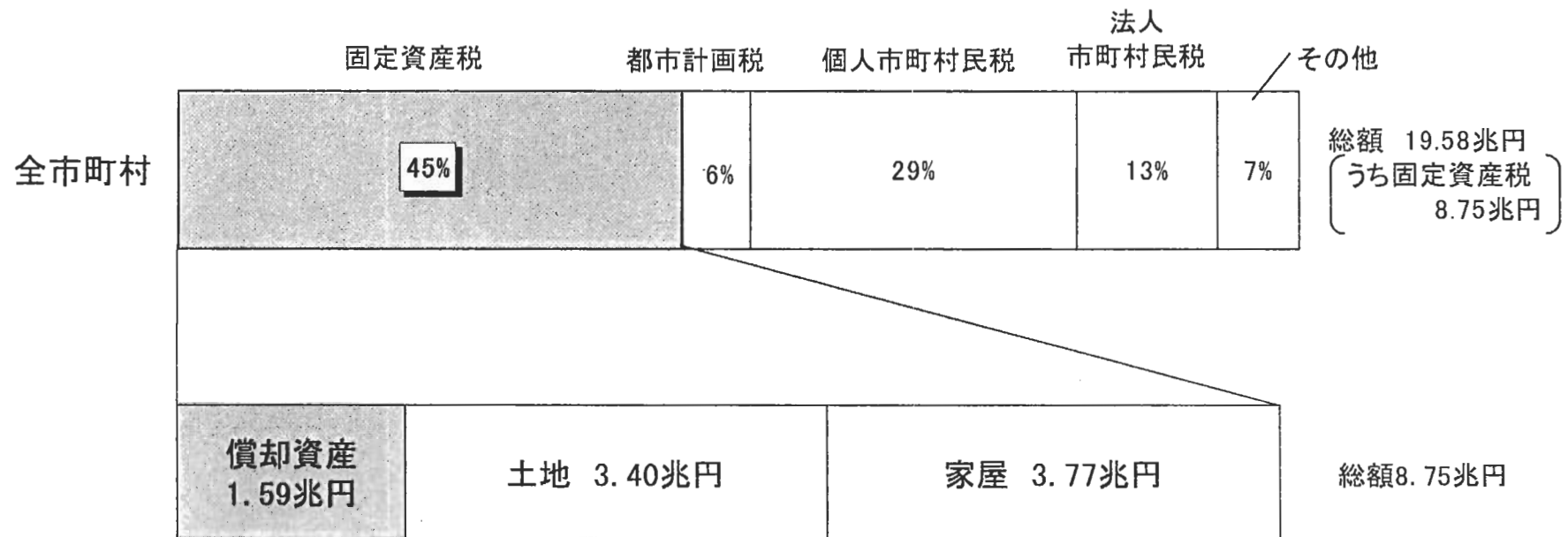
固定資産税（償却資産）の減価償却は、課税対象の資産価値を評価するために行う



法人税における見直しとは別途、税の性格を踏まえた検討が必要

固定資産税収の状況

1 市町村税収に占める固定資産税収の割合



2 固定資産税収における償却資産の割合(市町村規模別)

市町村の規模	固定資産税全体に占める償却資産の割合
全市町村	18.1%
大都市	14.6%
都市	18.5%
町村	26.4%

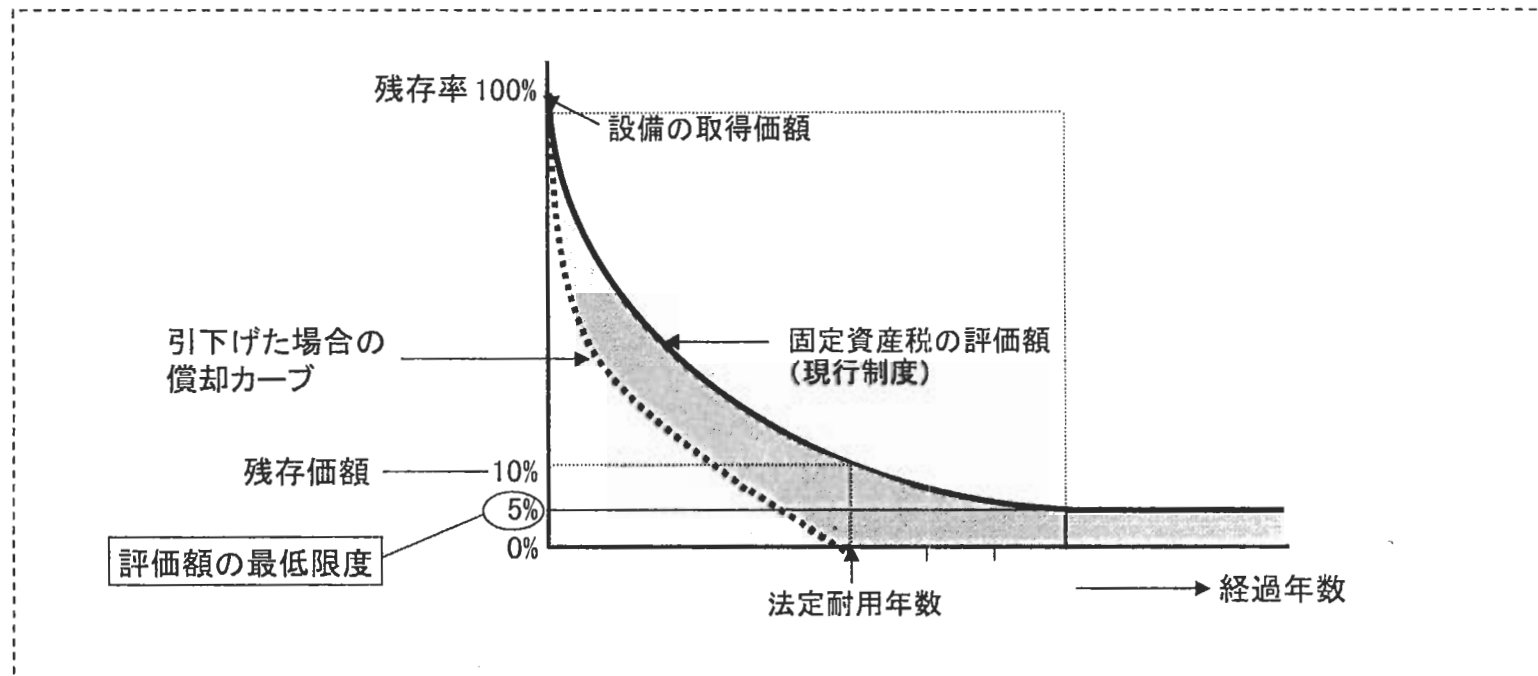
町村にとっては、固定資産税収の1/4を占める

- (注) 1 平成17年度見込み。
 2 大都市は、政令指定都市(堺市を除く14市)及び東京都23区
 3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

減価償却制度のあり方(固定資産税への影響)

論点1

- ・償却資産の評価額の最低限度(取得価額の5%)のあり方
- ・償却カーブのあり方



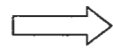
論点2

法定耐用年数及び資産区分のあり方

法人所得課税と固定資産税の償却資産の考え方

- 固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税するもの。

法人税
地方法人2税



期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、減価償却を行うもの。

見直した場合



設備投資を早期に費用化



課税の繰延べ

固定資産税



償却資産の価値に着目し、資産価値に応じた税負担を求めるもの。

見直した場合



評価額が低下



毎年度減収

※ 固定資産税の評価においては、法人所得課税では認められている「特別償却」、「割増償却」などの措置はない。

法人所得課税と固定資産税との相違点

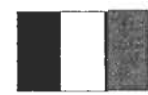
法人税との相違点

現行でも以下のような相違点があり、固定資産税の評価額と、法人税の簿価は異なっているもの。

項 目		法人税	固定資産税
基準日		法人の事業年度末	賦課期日(1月1日)
償却方式		定額法・定率法の選択制	定率法
償却額の算定	取得初年度	月割償却	半年償却(1/2)
	2年度目以降の累積額	初年度の月割償却 + 1年償却	初年度の半年償却 + 1年償却
特別償却・割増償却		あり	なし
圧縮記帳の制度		あり	なし
評価額の最低限度		・一般の資産は取得価格の100分の5まで償却可能 ・堅ろうな構築物は1円まで償却可能	取得価格の100分の5

諸外国における所得課税と資産課税の比較

○ 諸外国においても、所得課税の償却方法と資産課税の評価方法は異なる。

国名		日本 	アメリカ 	フランス 	韓国 
所得課税	名称	法人税	連邦法人税	法人税	法人税
	償却方法	定率法又は定額法	定率法又は定額法	定率法又は定額法	定率法又は定額法
	残存価額	10%	0	0	5%
	償却可能限度額 ()内は残存簿価	95% (5%)	100% (0)	100% (0)	100% (備忘価額1ウォン)

資産課税	名称	固定資産税	財産税	職業税	財産税(※1)
	課税標準 [評価方法]	適正な時価 〔取得価額から定率法の減価分を控除した額 法人税と異なる取扱い有り〕	適正な時価 〔連邦法人税と異なる資産 毎の評価方法〕	償却資産の 賃貸評価額 (取得価額の16%)	適正な時価 〔法人税と異なる資産 毎の評価方法〕
	評価額の最低限度	取得価額の5%	(機械装置の例(※3)) オハイオ州 17.4% カリフォルニア州 9%(工業資産) ジョージア州 20% バージニア州 10%	取得価額の16%	(※2) 基準価格の10%

※1: 韓国の財産税の課税対象は、土地に定着した構造物等である。

※2: 「基準価格」とは、取得価額を補正した価格

※3: 耐用年数7年程度の機械装置の例であり、州・郡により異なる。